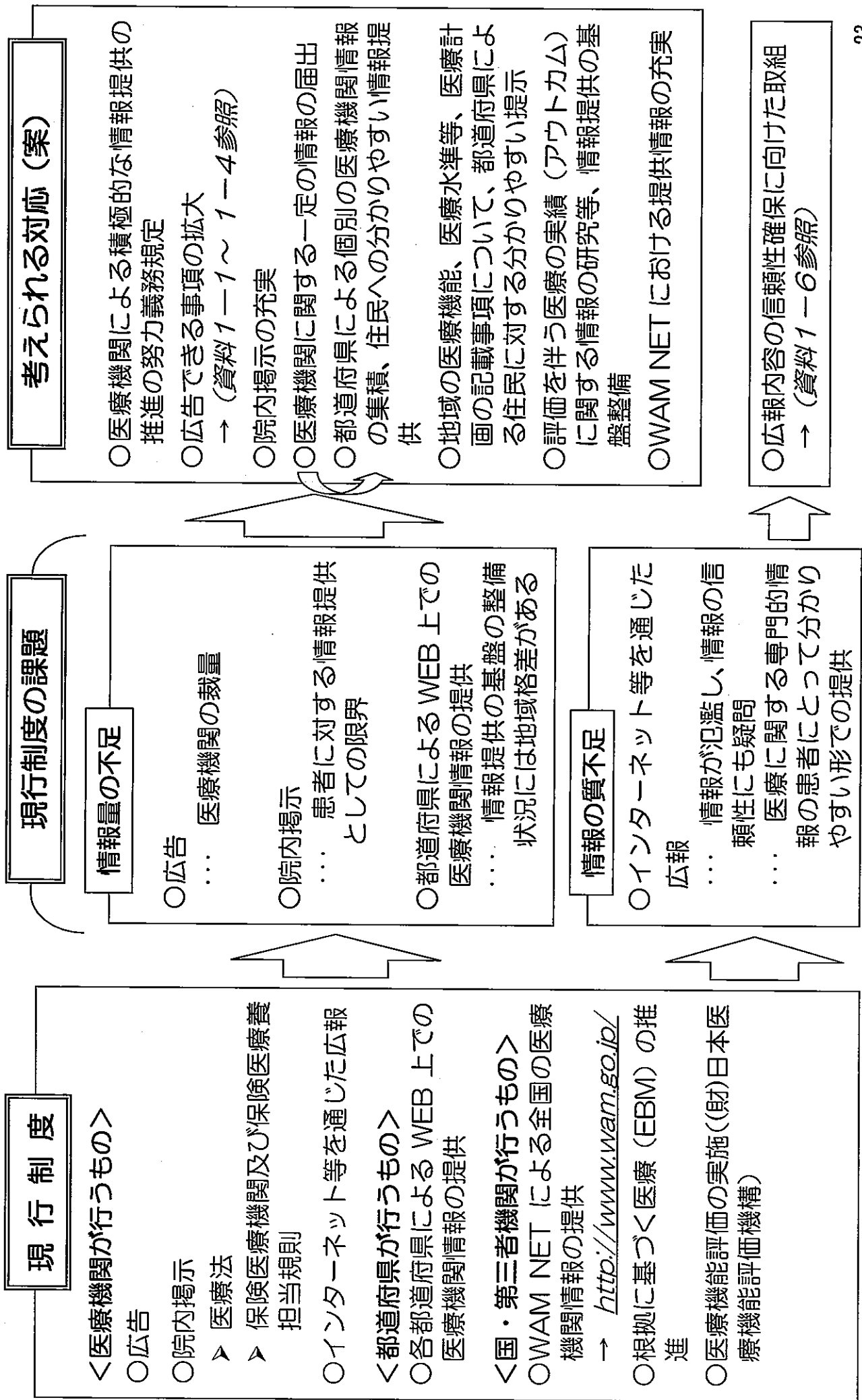


3 考えられる対応（案）

- このような点を踏まえ、インターネットを含む広報のあり方の見直しについては、例えば、以下のような対応が考えられる。

- ① インターネットを含む広報については、これまでと同様に、広告規制と同じような規制の対象としない。
- ② ただし、広報であっても、虚偽等著しく不適切な内容が提供されている場合に、法令により一定の規制を行うことは考えられる。
- ③ インターネットを含む広報については、その情報の信頼性を確保するため、適切な広報を行うためのガイドラインを作成・普及し、それに沿った情報提供が行われるよう取組を進める。
 - ガイドラインは、自主的、自律的なものとして、関係団体等により作成、普及されることが考えられるが、国の一定の関与の下で作成し、関係団体等の協力を得て普及することも考えられる。
- ④ 広報として評価を伴う医療の実績（アウトカム）に関する情報を提供する場合には、広告における取扱い（資料1-2参照。）を踏まえつつ、各医療機関において自主的にその信頼性の確保の努力が行われるよう、ガイドラインに明記する。
- ⑤ 医療安全支援センターの充実等、都道府県レベルでの医療情報に関する相談機能を充実する。

国民に対する医療機関に関する情報提供の一層の推進について



患者の視点を尊重した医療提供体制の構築

～ 世界医師会(WMA)「患者の権利に関する
リスボン宣言」と我が国における取組について ～

「患者の権利に関するリスボン宣言」の概要

○ 制定：1981年9月／10月

世界医師会第34回総会（ポルトガル リスボン）において採択

○ 原則

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 良質の医療を受ける権利 | 7. 情報に関する権利 |
| 2. 選択の自由 | 8. 秘密保持に関する権利 |
| 3. 自己決定権 | 9. 健康教育を受ける権利 |
| 4. 意識喪失患者 | 10. 尊厳性への権利 |
| 5. 法的無能力者 | 11. 宗教的支援を受ける権利 |
| 6. 患者の意思に反する処置・治療 | |

リスボン宣言の主な項目と我が国における取組

◎ 適切な医療を受ける権利

◆ リスボン宣言

1. 良質の医療を受ける権利 (抄)

- a. 何人も差別されることなく適切な医療を受ける権利を有する。
- b. すべての患者は、臨床上および倫理上の判断を外部干渉なしに自由に下すことが期待できる医師からケアを受ける権利を有する。
- c. 患者の治療は常にその患者の最善の利益に照らしてなされるべきである。患者に適用される治療は一般的に受け入れられた医学上の諸原則に沿うものでなければならぬ。
- d. 質の保証は医療において欠くべからざる要素である。とりわけ医師は、医療の質の擁護者としての責任を担うことが強く求められる。

◆ 我が国における取組

医療法 (抄)

第1条の2 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならぬ。

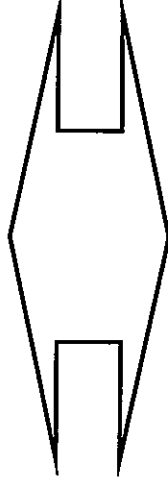
第1条の4 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第1条の2に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

◎ 選択の自由

◆ リスボン宣言

2. 選択の自由

- a. 患者は、民間であると公的であるとを問わず医師や病院あるいは保健サービス施設を自由に選択し変更する権利を有する。
- b. 患者は医療のどの段階においても別の医師の意見を求める権利を有する。



◆ 我が国における取組

- 国民皆保険制度の下で、フリーアクセスを保障
- 医師の応召義務（医師法）
医師法（抄）
第19条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

◎ インフォームド・コンセント ◆ リスボン宣言

3. 自己決定権 (抄)

- a. 患者は自己決定権、すなわち、自分自身について自由に決定を下す権利を有する。医師は患者が下そうとするとする決定によりどんな結果がもたらされるかについて患者に情報を提供すべきである。
- b. 判断能力のある成人患者はいかなる診断手続あるいは治療であれ、それを受ける事を承諾あるいは拒否する権利を有する。患者は自己決定をおこなう上で必要な情報を得る権利を有する。いずれの検査や治療についても、その目的、もたらされる結果、拒否した場合に予測される事態を患者が明確に理解できよう配慮されるべきである。

◆ 我が国における取組

医療法 (抄)

第1条の4 第2項 「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。」

診療情報の提供等に関する指針 (平成15年9月 厚生労働省医政局長通知) (抄)

- 6 診療中の診療情報の提供
 - 医療従事者は、原則として、診療中の患者に対して、次に掲げる事項等について丁寧に説明しなければならない。
 - ①現在の症状及び診断病名
 - ②予後
 - ③処置及び治療の方針
 - ④処方する薬剤について、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用
 - ⑤代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失(患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む。)
 - ⑥手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要(執刀者及び助手の氏名を含む。)、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無
 - ⑦治療目的以外に、臨床試験や研究などの他の目的も有する場合には、その旨及び目的の内容

◎ カルテ等診療情報の開示(1)

◆ リスボン宣言

7. 情報に関する権利 (抄)

- a. 患者は自分の診療録(カルテ)に記載された自分自身に関する情報を開示され、自己の健康状態(自己の病状についての医学所見を含む)について十分な情報を得る権利を有する。しかし、カルテに記載されている第三者に関する個人的情報はその第三者の承諾なしには患者に開示すべきではない。
- b. 情報開示により患者の生命あるいは健康に重大な害を与えると信ずるに足る理由がある場合には、例外的に患者への情報開示を差し控えることができる。

◆ 我が国における取組

個人情報保護に関する法律 (抄)

- 第25条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示(中略)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれにかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

(平成16年12月24日 厚生労働省)(抄)

Ⅲ 医療・介護関係事業者の義務等

7. 本人からの求めによる保有個人情報の開示(法第25条)

(2) 開示の例外(具体的事例)

- ・ 患者・利用者の状況等について、家族や患者・利用者の関係者が医療・介護サービス従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者・利用者自身に当該情報を提供することにより、患者・利用者と家族や患者・利用者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合
- ・ 症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合

◎ カルテ等診療情報の開示(2)

◆ リスボン宣言

7. 情報に関する権利 (抄)

- c. 情報開示は患者の属する文化的背景に従い、患者に理解可能な形になされるべきである。
- d. 患者がはつきり望む場合、第三者の生命の危機に関与しない限り、自己の情報を知らされずにおく権利を患者は有する。
- e. 患者は自分に代わって自己の情報の開示を受ける人物を選択する権利を有する。

◆ 我が国における取組

診療情報の提供等に関する指針 (平成15年9月 厚生労働省医政局長通知) (抄)

- 3 診療情報の提供に関する一般原則
 - 医療従事者等は、患者等にとって理解を得やすいように、懇切丁寧に診療情報を提供するよう努めなければならない。
 - 診療情報の提供は、①口頭による説明、②説明文書の交付、③診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により行われなければならない。
- 6 診療中の診療情報の提供
 - 医療従事者は、患者が「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重しなければならぬ。
 - 患者が未成年者等で判断能力がない場合には、診療中の診療情報の提供は親権者等に対してなされなければならない。

個人情報保護に関する法律 (抄)

第29条第3項「開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。」

個人情報保護に関する法律施行令 (抄)

第8条 法第29条第3項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

◎ 個人情報保護 ◆ リスボン宣言

8. 秘密保持に関する権利 (抄)

- a. 患者の健康状態、症状、診断、予後および治療に関する本人を特定し得るあらゆる情報、ならびにその他すべての個人的情報の秘密は、患者の死後も守られねばならない。ただし、患者の子孫が自らの健康上の危険に関する情報を知る権利は、例外的に認められる。
- b. 秘密情報の開示は患者本人が明確な承諾を与えるか、法律に明確に規定されている場合のみ許される。他の医療従事者への情報開示は、患者が明確な承諾を与えていない限り、業務遂行上知る必要がある範囲内でのみ許される。
- c. 患者を特定することが可能なデータは保護されねばならない。データの保護はその保存形態に応じて適切になさねばならない。個人の特定が可能なデータが導き出されうる生体試料や標本も同様に保護されねばならない。

◆ 我が国における取組

刑法、保健師助産師看護師法その他の資格法における守秘義務規定

個人情報の保護に関する法律 (抄)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン (抄)

I-4. 本ガイドラインの対象となる「個人情報の範囲」

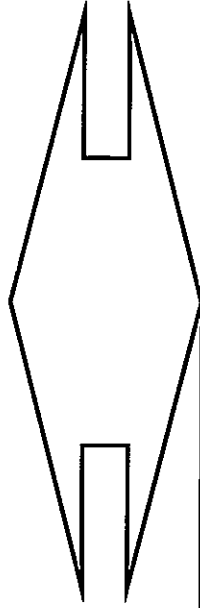
法令上「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、個人情報取扱事業者の義務等の対象となるのは、生存する個人に関する情報に限定されている。… (中略) … なお、当該患者・利用者が死亡した後にしても、医療・介護関係事業者が当該患者・利用者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又はき損等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする。

◎ 終末期医療

◆ リスボン宣言

10. 尊厳性への権利（抄）

- b. 患者は最新の医学知識の下でその苦痛から救済される権利を有する。
- c. 患者は人道的な末期医療（ターミナルケア）を受けられる権利、およびできる限り尊厳と安寧を保ちつつ死を迎えるためにあらゆる可能な支援を受ける権利を有する。



◆ 我が国における取組

「終末期医療に関する調査等検討会」報告書（平成16年7月）

➤ 患者の意思を尊重した望ましい終末期医療のあり方について検討、報告書のとりまとめ

＜報告書の内容の一例＞

- ① リビングウイル（書面による生前の意思表示）の考え方に賛成しつつも、その法制化はしなくともよいという意見が多い
- ② 延命医療を中止すること等に関して判断基準が明らかでなく医師が悩む場面が多い

＜今後の取組＞

- ① 患者の意思が尊重されるという考え方が医療現場に定着するよう、終末期における望ましい医療に関するガイドラインの作成を支援
- ② 終末期医療に対する社会的コンセンサスが得られるよう、国民的議論の喚起や終末期における医療提供体制の充実